

第9回大月市教育委員会定例会 会議録

- ・ 開催日時 令和5年11月13日（月曜日）
午後3時40分から午後4時10分
- ・ 開催場所 市役所第2庁舎3階会議室
- ・ 出席委員 宇野誠教育長、鈴木英夫教育長職務代理者、野尻正人委員
白須康子委員、山崎亜由子委員、矢光重敏委員
- ・ 出席職員 卯月教育次長兼学校教育課長、山口社会教育課長
和智こどもの学び支援担当リーダー
藤本学校づくり担当リーダー
西山社会教育担当リーダー、山崎スポーツ振興担当
- ・ 傍聴人 な し

〔会 議〕

1 開会

【教育長開会宣言】

2 会議録の承認

職員が、令和5年度第8回教育委員会定例会会議録を朗読し承認された。

3 教育委員会報告

教育長から、令和5年10月26日から令和5年11月13日までの教育委員会活動が報告された。

4 議事

議案第20号 就学指定学校変更・区域外就学について

（非公開）

〔説明〕和智こどもの学び支援担当リーダー

【原案どおり決定】

議案第21号 大月市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

〔説明〕卯月教育次長

大月市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について説明いたします。

資料につきましては4枚ございます。1枚目は、規則の概要、2枚目は、規則の改正文、3枚目は規則の新旧対照表、4枚目は、現行の「大月市教育委員会傍聴人規則」になります。

資料1枚目をご覧ください。趣旨につきましては、文部科学省及び山梨県教育委

員会から、傍聴に関して障害や病気等を理由とした傍聴の制限がある場合には、規定の見直しを行うよう通知があったことなどにより改正を行うものであります。内容といたしまして、第2条第1号中「精神に異常がある」を「酒気を帯びている」に改めるものであります。

4枚目の現行「大月市教育委員会傍聴人規則」をご覧ください。この改正により、第2条の傍聴の制限に関しては、「酒気を帯びていると認められる者」、「めいていると認められる者」、「会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者」、「教育長において傍聴を不適當と認める者」の4項目となります。

施行期日は公布の日からとします。

以上となります。

【原案どおり決定】

議案第22号 令和6年度指導主事共同設置運営費（予算）について

〔説明〕卯月教育次長

令和6年度指導主事共同設置運営費（予算）について説明いたします。

「令和6年度指導主事共同設置に係る負担金（予算額）」と標記のある資料をご覧ください。資料につきましては2枚ございます。2枚目は、「大月市外1市2村指導主事共同設置規約」となります。

はじめに、指導主事についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条に基づき、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事することとなっております。

本市におきましては、上野原市、丹波山村及び小菅村の2市2村で共同設置し、執務場所を富士・東部教育事務所内として、県費負担教員1名が配置されています。

指導主事の活動予算につきましては、「大月市外1市2村指導主事共同設置規約」第5条第1項において、大月市の予算に計上すること、また同条第2項に、負担金の額及び交付の時期は、関係市村の教育委員会の意見を聞いて、関係市村の長が、その協議により決定する、と規定されています。

令和6年度の予算額としましては、必要な経費の積算を指導主事に依頼して算定しており、資料の一番上の表のとおり、合計で1,349千円を計上することとしております。令和5年度と比較しますと、令和6年度は小学校の教科書改訂年度となりますので、学習指導書を購入するための予算が増額となっております。

次に、各市村負担金としましては、以下の表のとおり、均等割額に市村毎の児童・生徒数を基に算出した額を加算した額としており、一番下の表の右の欄が各市村それぞれの負担金予算額となります。

説明は以上となります。

規約により、本日、この教育委員会においてご意見をお伺いしたく議題としましたのでよろしくお願い申し上げます。

また、構成市村の教育委員会にもご意見をお伺いするため、この負担金算定に係る文書を送付してありますのでご承知ください。

野尻委員

予算については、これでいいと思うのですが、共同設置規約の定数2名というのは、このままでいいのでしょうか。

宇野教育長

確かに現在は1名ですが、まだ県には2名で復活を要求しているのので、今ここを1名に変えてしまうことはできないと思っています。

【原案どおり決定】

議案第23号 令和6年度大月市外2村設置通級指導教室運営費（予算）について
〔説明〕卯月教育次長

令和6年度大月市外2村設置通級指導教室運営費（予算）について説明いたします。

「令和6年度大月市外2村言語障害等通級指導教室運営費負担金（予算額）」と標記のある資料をご覧ください。資料につきましては4枚ございます。1枚目は、小学校分、2枚目は、中学校分となります。3枚目は、「大月市外2村言語障害等通級指導教室設置協議会規約」で、4枚目は、「大月市外2村言語障害等通級指導教室運営要綱」となります。

はじめに、通級指導教室につきましては、言語障害等に対応するため、大月市、丹波山村、小菅村の1市2村の共同で、大月東小学校と大月東中学校に設置しています。現在は、小学校5名、中学校2名の県費負担教員で対応しており、この通級指導教室に要する経費は「大月市外2村言語障害等通級指導教室設置協議会規約」第6条第1項において、大月市の予算に計上すること、また第2項において負担金額及び納入時期は、該当市村の教育委員会の意見を聞いて関係市村の長が、その協議により決定することと規定されています。

令和6年度の予算額としましては、学校からの予算要求等を基にヒヤリングを行い算定しており、資料1枚目の小学校分は中ほどの表にありますとおり322千円、資料2枚目の中学校分は同じく中ほどの表にありますとおり129千円を計上することとしています。令和5年度と比較しますと、令和6年度は、小学校分については、36千円の減額、中学校分については、増減なしとなっています。

次に、各市村負担金としましては、小学校分、中学校分それぞれ、上の表のとおり、均等割額に市村毎の児童・生徒数を基に算出した額を加算した額としており、一番下の表の右の欄が各市村それぞれの負担金予算額となります。

なお、大月市の小学校児童数に関しては、次年度就学予定者も通級指導教室の対象としていますので、その人数も加算して算定しています。

説明は以上となります。

規約により、本日、この教育委員会においてご意見をお伺いしたく議題としましたのでよろしくお願い致します。

また、構成2村の教育委員会にもご意見をお伺いするため、この負担金算定に係る文書を送付していますのでご承知ください。

【原案どおり決定】

5 その他

(1) 大月市駅伝競走大会について

〔説明〕 山口社会教育課長

資料は特に用意しておりません。口頭説明のみですが、年明けの大きなスポーツイベントであります大月市駅伝競走大会の概要につきまして、担当の方から説明させていただきます。

山崎スポーツ振興担当

大月市駅伝競走大会について説明させていただきます。

「成人を祝い、元気に走ろう」をキャッチフレーズに第60回大月市駅伝競走大会を開催します。日時ですが、令和6年1月14日（日）午前10時半から市役所前をスタートして大月東中学校をゴールの5区間で行う予定です。従来は7区間で行いますが、大月市陸上競技協会の申し入れにより、今年度につきましても昨年同様に5区間で行うことで決定いたしました。また、今週の15日に行われます実施要項検討会で正式に承認を受け次第、委員の皆様には大会役員への依頼通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

駅伝の詳細につきましては、通知と一緒に同封させていただきます。よろしくお願いいたします。

卯月教育次長

開会式や閉会式で、委員の出席はあるのか。

山崎社会教育担当

開会式と閉会式は従来どおり行います。

野尻委員

コロナの前は東小の体育館で開会式をしたので、そこへ顔を出して、その後スタート地点へ行って見送りをしました。閉会式は出ていなかったです。

山口社会教育課長

今、開会式はコロナ前に戻すという考えでおりますので、基本お願いをすることになると思います。また、決定したら通知を出しますので、よろしくお願いいたします。

- ・ 12月21日（木）午前10時00分から、令和5年度第10回教育委員会定例会を開催することを確認。

6 閉会

【教育長閉会宣言】